

2011年4月1日から2017年9月14日までに入学した方へ

公認心理師受験資格の経過措置対応について

公認心理師法施行前日（2017年9月14日）までに本学の通学課程に入学された方（卒業生含む）に対して、公認心理師国家試験受験資格の経過措置対応を行っております。

公認心理師に必要な25科目のうち経過措置対応科目12科目以上相当を修めて卒業した後、「公認心理師法施行後に大学院において必要な科目を修めて修了する」、または「省令で定める施設で一定期間以上、省令に定める業務に従事する」ことにより公認心理師国家試験の受験資格を得ることが可能となります。経過措置対応科目については、下頁に添付の資料にて確認してください。

※本対応は2011年4月1日から2017年9月14日までに大手前大学通学課程に入学し、所定の12科目以上の単位を修得し卒業した方のみが対象となります。

■ ■ 1. 経過措置の対象について ■ ■

経過措置は、次項目の①②両方に該当する方が対象となります。

①2011年4月1日から公認心理師法施行前日の2017年9月14日までに本学通学課程に入学した方

②経過措置対応科目をすべて修めて卒業した者、または現在在学中で経過措置対応科目をすべて修めて卒業する者

※入学日にかかわらず、科目等履修生は適用対象外となります。経過措置は科目等履修生には適用されないことから、卒業後に不足科目を科目等履修生として修めても、受験資格を得ることはできません。

■ ■ 2. 科目履修証明書について ■ ■

経過措置対応科目を修めて本学を卒業後、学生個人の申請により科目履修証明書を発行します。発行方法は、指定試験機関の一般財団法人日本心理研修センターより提示されている科目履修証明書の様式にて本学が作成します。発行手数料は400円/1通です。発行申請の詳細については、下記の教務課までお問い合わせください。

■ ■ 3. 公認心理師について ■ ■

公認心理師は個人申請の資格です。申請者が受験資格を満たしているかについては、大学では判断できません。法令および文部科学省、厚生労働省の通知文書等で受験資格要件等を確認の上、各自の責任において判断してください。法令および文部科学省、厚生労働省の通知文書等については、以下の厚生労働省のWebサイトより確認してください。

外部Webサイト「厚生労働省 公認心理師」

【URL】<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>

■ ■ 4. 公認心理師試験について ■ ■

公認心理師試験の詳細については、一般財団法人日本心理研修センターのWebサイトにて確認してください。

外部Webサイト「一般財団法人日本心理研修センター」

【URL】<http://shinri-kenshu.jp/>

■ ■ 5. Q&A ■ ■

Q.自分が必要な科目を取っているかどうか教えてもらえますか？

A.電話や窓口でのお答えはできません。一度、成績証明書を発行した上、添付の「経過措置対応科目表（通学課程）」をご覧ください、ご自身で確認してください。

Q.不足している科目について、科目等履修生として単位を修得すれば、経過措置が適用されますか？

A.適用されません。経過措置対応科目を「すべて修めて卒業」したものが対象になるため、科目等履修生では受験資格を得ることはできません。

Q.どうやって申し込めば良いですか？

A.学生個人の申請により、本学にて「公認心理師試験 卒業証明書・科目履修証明書」を発行します。発行手数料は1通あたり400円です。なお、発行には1週間から10日ほど日数をいただきますので、お申し込みの際は、受験日などをあらかじめご確認の上、余裕を持ってお手続きください。

Q.大学で「科目履修証明書」を発行すれば、公認心理師の試験が受けられますか（受験資格を得られますか）？

A.受けられません。「科目履修証明書」も必要になりますが、それだけでは受験資格は得られません。学部で公認心理師に必要な科目を修得して卒業した後、次の(A)または(B)のいずれかを満たす必要があります。

(A) 大学院で公認心理師に必要な指定科目の単位を修得する。

(B) 厚労省が指定した機関で2～3年の実務経験を積む。

以上

【本件に関する問い合わせ先 大手前大学】

さくら夙川キャンパス 教務課

電話番号：0798-32-5009

(月-金 9:00~17:00、土 9:00~13:00)

公認心理師受験資格の経過措置対応科目として本学が認める科目について【経過措置対応科目表】

2011年4月1日から公認心理師施行日前日（2017年9月14日）までに大手前大学の通学課程に入学し、下表の経過措置対応科目の分類ⅠからⅤの定められた科目から12科目以上相当を修めて卒業した場合は、経過措置として、「公認心理師法施行日（2017年9月15日）以降に大学院において必要な科目を修めて修了する」、または「省令で定める施設で一定期間以上、省令に定める業務に従事する」ことにより、公認心理師国家試験の受験資格を得ることが可能です。

※科目等履修生は対象ではありません。

分類	必要科目数	科目番号	公認心理師法施行規則第1条で定める科目名	2011～2013年度入学生 本学での開講科目名	単位数	2014～2017年度入学生 本学での開講科目名	単位数	備考
		①	公認心理師の職責	不要	-	不要	-	
Ⅰ	②～⑥のうち 3科目以上相当	②	心理学概論	心理学概論 行動の科学	2 2	心理学概論 行動の科学	2 2	いずれか1科目のみ②に充当可
		③	臨床心理学概論	臨床心理学	2	臨床心理学	2	
		④	心理学研究法	心理学研究法Ⅰ 心理学研究法Ⅱ	2 2	心理学研究法Ⅰ 心理学研究法Ⅱ	2 2	いずれか1科目のみ④に充当可
		⑤	心理学統計法	心理学統計法Ⅰ 心理学統計法Ⅱ	2 2	心理学統計法Ⅰ 心理学統計法Ⅱ	2 2	いずれか1科目のみ⑤に充当可
		⑥	心理学実験	心理学実験実習 心理学実験演習	2 2	心理学実験実習 心理学実験演習	2 2	いずれか1科目のみ⑥に充当可
		Ⅱ	⑦～⑬のうち 4科目以上相当	⑦	知覚・認知心理学	※該当科目無し	-	※該当科目無し
⑧	学習・言語心理学			学習心理学概論	2	学習心理学概論	2	
⑨	感情・人格心理学			人格心理学	2	人格心理学	2	
⑩	神経・生理心理学			※該当科目無し	-	※該当科目無し	-	
⑪	社会・集団・家族心理学			社会心理学 人間関係論	2 2	社会心理学 人間関係論	2 2	いずれか1科目のみ⑪に充当可
⑫	発達心理学			生涯発達心理学	2	生涯発達心理学	2	
⑬	障害者・障害児心理学			※該当科目無し	-	※該当科目無し	-	
Ⅲ	⑭～⑮のうち 2科目以上相当	⑭	心理的アセスメント	臨床心理学実習 心理学検査法	2 2	臨床心理学実習 心理学検査法	2 2	いずれか1科目のみ⑭に充当可
		⑮	心理学的支援法	カウンセリング心理学 ※該当科目無し	2 -	カウンセリング心理学 心理学特別演習	2 2	いずれか1科目のみ⑮に充当可
		⑯	健康・医療心理学	健康心理学※	2	健康心理学※	2	※⑯を分類Ⅴとして修める場合は、⑰～⑳のうちから2科目以上相当とする。 (本学の場合は、「健康心理学」を分類Ⅴの科目に充当させる必要があるため、それ以外の科目から2科目相当以上とする)
⑰	福祉心理学	※該当科目無し	-	※該当科目無し	-			
⑱	教育・学校心理学	教育心理学	2	教育心理学	2			
⑲	司法・犯罪心理学	犯罪心理学	2	犯罪心理学	2			
⑳	産業・組織心理学	産業心理学	2	産業心理学	2			
Ⅴ	⑳～㉑のうち 1科目以上相当	㉑	人体の構造と機能及び疾病	※該当科目無し	-	※該当科目無し	-	※⑯に相当する科目を該当させてもよい (本学の場合は、「健康心理学」を該当させること)
		㉒	精神疾患とその治療	※該当科目無し	-	※該当科目無し	-	
		㉓	関係行政論	不要	-	不要	-	
Ⅲ		㉔	心理演習	※該当科目無し	-	※該当科目無し	-	
		㉕	心理実習	※該当科目無し	-	※該当科目無し	-	

計12科目以上相当

注) ①および②は公認心理師特有の科目と考えられ、公認心理師法施行日において、相当する科目を開講している大学は少ないと想定されるため、修める必要のある科目とされない。